

新モビリティ導入検討協議会 設置要綱

(設置の目的)

第1条 交通課題を抱える南河内地域等において、持続可能な地域公共交通を確保するため、万博で導入される自動運転バス等の新しいモビリティの活用に向けた協議・調整を行う、新モビリティ導入検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動運転バス導入エリアの選定
- (2) 自動運転バス運行にかかる実証実験の実施及び実験結果の検証
- (3) その他、新モビリティ導入に関する必要な事項にかかる検討、調整

(組織)

第3条 協議会は、大阪府都市整備部事業調整室新交通施策推進課及び大阪市高速電気軌道株式会社の関係部署をもって構成する。

2 協議会は、大阪府都市整備部事業調整室長が主宰する。

3 大阪府都市整備部事業調整室長は、協議会の検討状況に応じて、国、関係市町村、交通管理者等の参加を求めることができる。

(会議)

第4条 協議会の会議は、大阪府都市整備部事業調整室長が招集する。

2 会議は、原則として公開する。

(事務局)

第5条 協議会の事務は、新交通施策推進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項がある場合は、別途定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月14日から施行する。

この要綱は、令和6年1月18日から施行する。